

厚生労働行政推進調査事業費（地域医療基盤開発推進研究事業）  
分担研究報告書

「「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を踏まえた医療に係る意向表明文書についての高齢者等終身サポート事業者の関わり方」策定に関する検討

研究代表者 山縣 然太朗 (国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク)  
研究分担者 田宮 菜奈子 (筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野)  
研究分担者 武藤 香織 (東京大学医科学研究所 公共政策研究分野)  
研究分担者 橋本 有生 (早稲田大学法学学術院)  
研究分担者 熊田 均 (熊田弁護士事務所)  
研究分担者 山崎 さやか (健康科学大学 看護学部)  
研究協力者 山下 陽子 (今池法律事務所)  
研究協力者 木矢 幸孝 (東京大学医科学研究所 公共政策研究分野)  
研究協力者 村上 文子 (東京大学大学院学際情報学府)

本研究班では、身寄りがない高齢者等が医療を必要とする場合に備え、その意向確認等に際し、高齢者等終身サポート事業者等が担う役割や留意すべき事項等の全体像を参考として示すことを目的とし、高齢者等に対して終身サポートを提供する 395 の事業者を対象として、「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を実施した。

調査の結果から抽出された課題を踏まえて、「事業者の関わり方」について、以下の点を検討した。

1. 「事業者の関わり方」の目的
2. 事業者による意向表明文書の取り扱いおよび作成支援に関わる際の基本認識
3. 事業者による意向表明文書の取り扱いと作成支援についての留意点
4. 意向表明文書の内容についての留意点
5. 患者等の「事前指示」の有効性等が争われた裁判例調査からの示唆
6. 意向表明文書作成後の支援

調査から抽出された課題を 6 つの点から検討し、「「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を踏まえた医療に係る意向表明文書についての高齢者等終身サポート事業者の関わり方」を作成した。

A. 研究目的

本研究班では、アンケート調査およびヒアリング調査結果を踏まえて、身寄りがない高齢者等が医療を必要とする場合に備え、その意向確認等に際し、高齢者等終身サポート事業者が担う役割や留意すべき事項等の全体像を参考と

して示すことを目的とした。

B. 研究方法

高齢者等終身サポート事業者が提供する医療に関連するサービスについてのアンケート調査およびヒアリング調査を実施した。調査結

果を分析し、事業者が医療に係る意向表明文書に関するサービスを提供する際の課題を整理した。

抽出された課題については、以下の6つの視点から対応方法や留意点を検討した。

1. 「事業者の関わり方」の目的
2. 事業者による意向表明文書の取り扱いおよび作成支援に関わる際の基本認識
3. 事業者による意向表明文書の取り扱いと作成支援についての留意点
4. 意向表明文書の内容についての留意点
5. 患者等の「事前指示」の有効性等が争われた裁判例調査からの示唆
6. 意向表明文書作成後の支援

調査から抽出された課題を6つの点から検討し、「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を踏まえた医療に係る意向表明文書についての高齢者等終身サポート事業者の関わり方」を作成した。

#### (倫理面への配慮)

本研究は、国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認を得て実施した（受付番号2024-088）。

### C. 研究結果

#### 1. 「事業者の関わり方」の目的

近年、入院や入所手続、日常生活支援、死後事務などを家族に代わって担う「高齢者等終身サポート事業者」（以下、事業者）が増加している。これを受け、令和6年に事業者が遵守すべき法的事項を整理した「事業者ガイドライン」が策定された。「事業者ガイドライン」では、事業者が提供するサービスの一例として、身元保証等サービスに含まれる「医療に係る意思決定の支援への関与」が記載されているが、その

具体的な対応方法や留意点については示されていない。本「事業者の関わり方」は、「事業者ガイドライン」の内容を踏まえ、その意向確認に際して事業者が担う役割や留意すべき事項等の全体像を示すことを目的とすることを確認した。

また、医療に係る意思決定が困難な利用者に對しては、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下、「支援に関するガイドライン」）」および、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（以下、「プロセスガイドライン」）」が発出されており、現場で活用されてる。今回の検討においては、これら既存のガイドラインとの整合性も考慮した。

調査結果によれば、回答のあった事業者のうち、約8割が医療に係る意思決定支援を実施しており、約7割が医療に係る意向表明文書（以下、意向表明文書）に関するサービスを提供していると回答した。これらの結果から、意向表明文書の取り扱いや作成支援において、事業者が配慮すべき事項を明記する必要性が示唆された。そこで本書では、意向表明文書の作成支援に関する具体的な留意点についても明記することとした。

#### 2. 事業者による意向表明文書の取り扱いおよび作成支援に関わる際の基本認識

本研究の調査結果によると、医療に係る意向表明文書に関するサービスを提供している事業者のうち、全利用者のうち意向表明文書を作成する人の割合が「約100%」と回答した事業者は51.0%であった。また、意向表明文書作成のきっかけについて、「事業者からの提案」と回答した事業者は87.5%であった。さらに、契約時に意向表明文書の作成を必須項目として

いると回答した事業者も複数存在しており、意向表明文書が作成されるまで契約を締結しない事業者も一定数存在する可能性が示唆された。

これらの結果を踏まえ、本書では以下の点を明記することとした。(1) 医療同意は一身専属性質が強く、第三者には同意権限がないとされていること、(2) 意向表明文書の作成主体はあくまで利用者本人であること、(3) 意向は本人の状況や心身の状態によって変化し得ること、(4) 「プロセスガイドライン」など既存の関連ガイドラインの内容を踏まえる必要があること、である。

特に「プロセスガイドライン」については、「その存在を知らない」と回答した事業者が約4割に上ったことから、事業者を対象とした更なる周知・啓発の必要性が明らかとなつた。

### 3. 事業者による意向表明文書の取り扱いと作成支援についての留意点

意向表明文書を作成するタイミングは、複数回答による調査結果によると、「契約時」と回答した事業者が78.8%を占めた。また、契約後本人からの希望があった時、契約後入院などのイベントがあった時がいずれも31.7%であったため、作成のタイミングは本人の意思に基づくことが前提であることを明記することとした。また、作成支援の具体的な留意点としては、「プロセスガイドライン」との整合性を考慮して示すことにした。なお、調査回答時に意向表明文書の提供を求めたところ、事業者が用意した包括的な文書に署名する形式やチェックリスト形式で意向表明文書を作成しているケースが少なくないことが明らかになつたため、文書作成においては、丁寧な話し合いのプロセスを踏むことを示した。

また、調査結果から、医療のかくある意向表

明文書の情報共有ができていないことにより適切な活用ができなつることも課題として挙げられた。そのため、意向表明文書の適切な活用のため、関係者と十分に情報共有し緊急時にも適切な提示ができるように文書の保管についても留意することとした。

### 4. 意向表明文書の内容についての留意点

調査結果によると、意向表明文書に関するサービスを提供している事業者のうち、94.2%が、いわゆる「延命治療」に関する内容が文書に含まれていると回答した。事業者が、利用者から文書の内容に関して「どのようなことを記載すべきか」といった相談や支援の希望を受けた場合に備え、本人の人生観や価値観が反映されやすくなるよう、記載項目の例を示すこととした。

あわせて、本人が表明した意向が、どのような場面や状況を前提としているかを明確にしておくことが、後の誤解や紛争の予防に資する可能性があることも示すこととした。

### 5. 患者等の「事前指示」の有効性等が争われた裁判例調査からの示唆

事前指示書の適用場面において医師の善管注意義務が争点となった判例を分析した。その結果、医療行為の実施に際し、患者が意思表示できない場合には、事前指示書が重要な判断材料となるが、内容の適用場面が不明確な場合、医師は善管注意義務を問われるリスクがある。実際の判例では、指示書の適用場面が終末期か否かが争点となり、医師の過失判断が分かれた。さらに、家族の同意が不明確な場合にも、医師の責任が問われ得ることが明らかとなった。このことから、意向表明文書は適用場面を明確に記載する必要があり、支援者はACP研修等を経た関与が望ましく、文書の不明確さは医師の

判断を困難にし、患者意向の実現を妨げる可能性があることが示唆された。この示唆を伝えるために、これら判例の要約と解釈を示すこととした。

## 6. 意向表明文書作成後の支援

調査結果によると、意向表明文書が作成されてから一定の時間が経過した後も、その内容について利用者に再確認をしていないと回答した事業者が 12.5% 存在した。これを踏まえ、本書では、意向表明文書の定期的な更新や、適切な保管・共有に加え、実際に活用する際には利用者の意向を再確認する必要があることを明記することとした。

## D. 考察

本研究は、医療に係る意思決定が困難な身寄りのない高齢者等を支援する上で、高齢者等終身サポート事業者（以下、事業者）の果たす役割と、意向表明文書の作成・取り扱いにおける留意点を明らかにすることを目的とし、全国の事業者へのアンケートおよびヒアリング調査を通じて実態を把握した点に意義がある。

調査結果からは、医療に係る意向表明文書の作成支援が多くの事業者によって行われており、特に契約時に作成が求められるなど、実務の中で一定の制度化が進んでいることが明らかとなった。一方で、作成の背景に丁寧な意思決定支援がなされていない事例や、文書内容が包括的かつ一律的である場合が少なくないこと、また文書の更新や活用に関する対応が不十分であることが確認され、今後の改善が求められる。

また、裁判例の分析からは、医療従事者が看護注意義務を果たす上で、意向表明文書が具体的な医療状況に適合しているかが極めて重要であること、すなわち、意向の表明がなされた

場面とその適用が想定される医療場面の整合性が問われることが示された。この点から、文書作成にあたっては ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の視点を取り入れ、単なる署名やチェックリスト形式にとどまらない、丁寧な対話過程が不可欠であると考えられる。

さらに、事業者による医療意向支援に対しては、一定の倫理的・法的知識の修得を前提とする制度設計が必要である。特に「プロセスガイドライン」等に関する理解が不十分な事業者が一定数存在することから、今後は研修や情報提供などを通じた支援体制の強化が急務である。

以上のことから、医療に係る意向表明文書の取扱いは、単に書面の存在をもって足りるものではなく、作成から活用・更新に至るプロセス全体を通じて、本人の意思が適切に反映され、支援者・医療従事者間で共有される仕組みの構築が求められる。本研究によって得られた知見は、今後のガイドライン整備や実務支援ツールの開発に資する基礎的資料となり得る。

## E. 結論

本研究により、事業者が果たす役割や意向表明文書の作成支援に関する実態および課題が明らかとなった。多くの事業者が契約時に文書作成を促すなど、一定の支援体制を構築している一方で、意向表明の内容が包括的・画一的であったり、作成後の更新・共有が不十分であったりするなど、実務上の課題も浮き彫りとなつた。また、医療現場において意向表明文書が有效地に機能するためには、文書の適用場面を明確にすることや、ACP の視点を取り入れた対話的なプロセスが不可欠であることが裁判例からも示唆された。

今後は、事業者に対する倫理的・法的研修の充実と、意向表明文書の作成・活用・更新を通じた継続的な支援体制の整備が求められる。本

研究で得られた知見は、今後のガイドライン改訂や支援ツール開発に活用され、本人の意思に基づいた医療・ケアの実現に寄与することが期待される。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

村上 文子, 武藤 香織, 木矢 幸孝, 山崎 さやか, 熊田 均, 山縣 然太朗「高齢者等終身サポート事業者による医療に係る意向表明文書に関する調査－中間報告－」日本臨床倫理学会第12回年次大会 2025年3月16日

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし